

「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」 令和4年4月 日付 新旧対照表

改 正	現 行
自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領 第一章 総則 (目 的) 第 1 条 この要領は、東北運輸局における自動車の回送運行の許可等に関する事務の取扱いを定め、適正、かつ、能率的な実施の確保を図ることを目的とする。 (適 用) 第 2 条 道路運送車両法（以下「法」という。）第 36 条の 2（法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可（以下「許可」という。）<u>、</u>回送運行許可証（以下「許可証」という。）の交付<u>並びに</u>回送運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与に関する事務<u>及び道路運送車両法施行規則第 26 条の 5 の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務</u>の取扱いは、法令及び通達に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第二章 回送運行の許可 (許可の申請) 第 3 条 許可を受けようとする者は、東北運輸局長（以下「局長」という。）に対し、回送運行許可申請書（第 1 号様式）（以下「許可申請書」という。）を営業所（営業所が東北運輸局管内に 2 ヶ所以上あり、各営業所の業態が同一の場合は、主たる営業所をいい、また、各営業所の業態が異なる場合は、それぞれの営業所をいう。この場合、営業所の所在地が同一であっても同様である。）（以下「営業所」という。）の所在地を管轄する運輸支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「支局長等」という。）を経由して提出しなければならない。 2 引き続き許可（以下「更新許可」という。）を受けようとする者にあつては、許可期間満了日の 2 ヶ月前までに前項の許可	自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領 第一章 総則 (目 的) 第 1 条 この要領は、東北運輸局における自動車の回送運行の許可等に関する事務の取扱いを定め、適正、かつ、能率的な実施の確保を図ることを目的とする。 (適 用) 第 2 条 道路運送車両法（以下「法」という。）第 36 条の 2（法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可（以下「許可」という。）<u>並びに</u>回送運行許可証（以下「許可証」という。）の交付<u>及び</u>回送運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与に関する事務の取扱いは、法令及び通達に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。 第二章 回送運行の許可 (許可の申請) 第 3 条 許可を受けようとする者は、東北運輸局長（以下「局長」という。）に対し、回送運行許可申請書（第 1 号様式）（以下「許可申請書」という。）を営業所（営業所が東北運輸局管内に 2 ヶ所以上あり、各営業所の業態が同一の場合は、主たる営業所をいい、また、各営業所の業態が異なる場合は、それぞれの営業所をいう。この場合、営業所の所在地が同一であっても同様である。）（以下「営業所」という。）の所在地を管轄する運輸支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「支局長等」という。）を経由して提出しなければならない。 2 引き続き許可（以下「更新許可」という。）を受けようとする者にあつては、許可期間満了日の 2 ヶ月前までに前項の許可

申請書を支局長等に提出しなければならない。

(許可申請書に添付する書面)

第4条 前条第1項の許可申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(1) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項全部証明書又は同項第2号に規定する履歴事項全部証明書(ただし、個人にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの))で許可申請の日からさかのぼって3ヶ月以内に発行されたもの。

(2) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送運行を行うことの書面

イ 回送運行業務に携わる者(以下「運転者等」という。)に対する法令関係研修の実施状況(第2号様式)(更新許可申請の場合のみ)及び計画を記載した書面(第3号様式)

ロ 次の各項目を規定した社内取扱内規を記載した書面

- ① 許可証及び番号標(以下「許可証等」という。)の管理責任者(以下「管理責任者」という。)の選任及び職務に関すること。
- ② 管理責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(管理責任者の代務者を選任しない場合は不要。)
- ③ 許可証等の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)の選任及び職務に関すること。(営業所が1ヵ所で取扱責任者を選任しない場合は不要。)
- ④ 取扱責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(取扱責任者又はその代務者を選任しない場合は不要。)
- ⑤ 許可証等の保管方法及び使用手続きに関すること。
- ⑥ 運転者等の服務等に関すること。
- ⑦ 許可証等を紛失した場合等の対処の方法に関すること。
- ⑧ 研修に関すること。
- ⑨ 届出に関すること。
- ⑩ 帳簿等の保存に関すること。
- ⑪ 内規の実施日等に関すること。

(3) 許可証等を適切に管理することの書面

管理責任者、取扱責任者及びこれらの代務者(以下「管理責

申請書を支局長等に提出しなければならない。

(許可申請書に添付する書面)

第4条 前条第1項の許可申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(1) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項全部証明書又は同項第2号に規定する履歴事項全部証明書(ただし、個人にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの))で許可申請の日からさかのぼって3ヶ月以内に発行されたもの。

(2) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送運行を行うことの書面

イ 回送運行業務に携わる者(以下「運転者等」という。)に対する法令関係研修の実施状況(第2号様式)(更新許可申請の場合のみ)及び計画を記載した書面(第3号様式)

ロ 次の各項目を規定した社内取扱内規を記載した書面

- ① 許可証及び番号標(以下「許可証等」という。)の管理責任者(以下「管理責任者」という。)の選任及び職務に関すること。
- ② 管理責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(管理責任者の代務者を選任しない場合は不要。)
- ③ 許可証等の取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)の選任及び職務に関すること。(営業所が1ヵ所で取扱責任者を選任しない場合は不要。)
- ④ 取扱責任者の代務者の選任及び職務に関すること。(取扱責任者又はその代務者を選任しない場合は不要。)
- ⑤ 許可証等の保管方法及び使用手続きに関すること。
- ⑥ 運転者等の服務等に関すること。
- ⑦ 許可証等を紛失した場合等の対処の方法に関すること。
- ⑧ 研修に関すること。
- ⑨ 届出に関すること。
- ⑩ 帳簿等の保存に関すること。
- ⑪ 内規の実施日等に関すること。

(3) 許可証等を適切に管理することの書面

管理責任者、取扱責任者及びこれらの代務者(以下「管理責

任者等」という。)の配置計画を記載した書面(第4号様式)
(4) 自動車の製作(架装を含む、以下同じ)、販売、陸送又は特定整備を業とすることの書面

イ 自動車の製作を業とする者

一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会若しくは一般社団法人日本建設機械工業会の会員であることの書面(第5号様式)又はその他の製作を業とすることの書面

ロ 自動車の販売を業とする者

- ① 新車の販売にあつては、メーカーの証明書(第6号様式)又はその他の新車の販売を業とすることの書面
- ② 中古車の販売を業とする者にあつては、各都道府県の中古自動車販売商工組合若しくは中古自動車販売協会の会員であることの書面(第7号様式)又は各都道府県公安委員会が発行する古物営業許可証の写し
- ③ 輸入車の販売を業とする者にあつては、日本自動車輸入組合若しくは外国自動車輸入協同組合の会員であることの書面(第7号様式)又はその他の輸入車の販売を業とすることの書面

ハ 陸送を業とする者

- ① 貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に基づく事業者(以下「運送事業者」という。)にあつては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る許可書等の写し
- ② 港湾運送事業法に基づく事業を行う者で陸送を業とする者(以下「港湾荷役事業者」という。)にあつては、回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る免許状等の写し
- ③ ①及び②以外の陸送を業とする者にあつては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)若しくはその他の陸送を業とすることの書面

任者等」という。)の配置計画を記載した書面(第4号様式)
(4) 自動車の製作(架装を含む、以下同じ)、販売、陸送又は分解整備を業とすることの書面

イ 自動車の製作を業とする者

一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会若しくは一般社団法人日本建設機械工業会の会員であることの書面(第5号様式)又はその他の製作を業とすることの書面

ロ 自動車の販売を業とする者

- ① 新車の販売にあつては、メーカーの証明書(第6号様式)又はその他の新車の販売を業とすることの書面
- ② 中古車の販売を業とする者にあつては、各都道府県の中古自動車販売商工組合若しくは中古自動車販売協会の会員であることの書面(第7号様式)又は各都道府県公安委員会が発行する古物営業許可証の写し
- ③ 輸入車の販売を業とする者にあつては、日本自動車輸入組合若しくは外国自動車輸入協同組合の会員であることの書面(第7号様式)又はその他の輸入車の販売を業とすることの書面

ハ 陸送を業とする者

- ① 貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に基づく事業者(以下「運送事業者」という。)にあつては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る許可書等の写し
- ② 港湾運送事業法に基づく事業を行う者で陸送を業とする者(以下「港湾荷役事業者」という。)にあつては、回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)及び回送業務に係る免許状等の写し
- ③ ①及び②以外の陸送を業とする者にあつては回送委託契約書の写し又は一般社団法人日本陸送協会の会員であることの書面(第8号様式)若しくはその他の陸送を業とすることの書面

ニ 特定整備を業とする者

特定整備を業とする者にあつては、各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第9号様式）又は法第78条に規定する自動車特定整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し若しくは法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を受けたことを証する書面の写し

(5) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備の実績等を証する書面

イ 最近3ヶ月間の自動車の製作、販売の実績（製作を業とする者であつて新たな申請で実績のない場合は向こう3ヶ月間の計画数）を記載した書面（第10号様式）。ただし前号の自動車の製作、販売を業とする者の関係団体の会員であることの書面又はメーカーからの証明書により実績等が証明されている者にあつては添付を要しない。

ロ 陸送を業とする者にあつては、回送業務に従事する運轉者の氏名等を記載した書面（第11号様式）、回送委託者一覧表（第12号様式）、専ら自動車を積載する事業用自動車を有する場合は、その自動車登録番号を記載した書面（第13号様式）、車検証の写し、外観と自動車登録番号の確認ができる写真

ハ 特定整備を業とする者にあつては、最近1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。なお、2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の最近1年間の回送運行許可に基づく回送運行実績とする。）を記載した書面（第14号様式。以下「運行実績を証する書面」という。）。ただし、前号の各県の自動車整備振興会の会員であること

ニ 分解整備を業とする者

分解整備を業とする者にあつては、各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第9号様式）又は法第78条第1項に規定する自動車分解整備事業の認証を受けたことを証する書面の写し若しくは法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を受けたことを証する書面の写し

(5) 自動車の製作、販売、陸送又は分解整備の実績等を証する書面

イ 最近3ヶ月間の自動車の製作、販売の実績（製作を業とする者であつて新たな申請で実績のない場合は向こう3ヶ月間の計画数）を記載した書面（第10号様式）。ただし前号の自動車の製作、販売を業とする者の関係団体の会員であることの書面又はメーカーからの証明書により実績等が証明されている者にあつては添付を要しない。

ロ 陸送を業とする者にあつては、回送業務に従事する運轉者の氏名等を記載した書面（第11号様式）、回送委託者一覧表（第12号様式）、専ら自動車を積載する事業用自動車を有する場合は、その自動車登録番号を記載した書面（第13号様式）、車検証の写し、外観と自動車登録番号の確認ができる写真

ハ 分解整備を業とする者にあつては、最近1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。なお、2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の最近1年間の回送運行許可に基づく回送運行実績とする。）を記載した書面（第14号様式。以下「運行実績を証する書面」という。）。ただし、前号の各県の自動車整備振興会の会員であること

の書面により実績等が証明されている者にあつては運行実績を証する書面の添付を要しない。

(承継等)

第 5 条 法人の分割、個人事業者が会社設立により法人化した場合又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第 3 条第 1 項の許可申請の手続きを取らなければならない。この場合前条の書面のほか法人の分割にあつては、その事実を証する分割契約書又は分割計画書、個人事業者が会社設立により法人化した場合にあつては、商業登記規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する現在事項全部証明書又は同項第 2 号に規定する履歴事項全部証明書、相続にあつては、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等を添付しなければならない。

2 前項の許可申請をした場合においては、当該許可申請について許可又は許可をしない旨の通知を受ける日までは、許可を受けているものとみなす。

(許可)

第 6 条 支局長等は、許可の申請があつたときは、次に掲げる事項に適合しているかについて審査（第 15 号様式）を行ない、局長名をもって許可する。

(1) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。

(2) 許可証等を適切に管理すると認められること。

(3) 自動車の製作、販売、陸送又は特定整備を業とする者であること。

(4) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した 2 年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）」に基づく行政処分を受けていないこと。

(5) 次項の許可基準に適合していること。

(6) その他必要と認められる事項

2 許可の基準は、別表第 1 に定めるところによる。ただし、その他事情やむを得ないと認められるときは、実情に応じて判断

の書面により実績等が証明されている者にあつては運行実績を証する書面の添付を要しない。

(承継等)

第 5 条 法人の分割、個人事業者が会社設立により法人化した場合又は相続により許可に係る業を承継し、引き続き回送運行を行おうとする者は、遅滞なく第 3 条第 1 項の許可申請の手続きを取らなければならない。この場合前条の書面のほか法人の分割にあつては、その事実を証する分割契約書又は分割計画書、個人事業者が会社設立により法人化した場合にあつては、商業登記規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する現在事項全部証明書又は同項第 2 号に規定する履歴事項全部証明書、相続にあつては、戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等を添付しなければならない。

2 前項の許可申請をした場合においては、当該許可申請について許可又は許可をしない旨の通知を受ける日までは、許可を受けているものとみなす。

(許可)

第 6 条 支局長等は、許可の申請があつたときは、次に掲げる事項に適合しているかについて審査（第 15 号様式）を行ない、局長名をもって許可する。

(1) 法令、通達及びこの要領の定めを遵守して回送自動車を運行の用に供すると認められること。

(2) 許可証等を適切に管理すると認められること。

(3) 自動車の製作、販売、陸送又は分解整備を業とする者であること。

(4) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した 2 年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成 18 年 3 月 2 日付け国自整第 126 号）」に基づく行政処分を受けていないこと。

(5) 次項の許可基準に適合していること。

(6) その他必要と認められる事項

2 許可の基準は、別表第 1 に定めるところによる。ただし、その他事情やむを得ないと認められるときは、実情に応じて判断

することとする。

3 許可の有効期間は5年とする。ただし、必要によりこれを短縮することができる。

4 許可の条件を以下のとおり付すものとする。

(1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。

(2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに

することとする。

3 許可の有効期間は5年とする。ただし、必要によりこれを短縮することができる。

4 許可の条件を以下のとおり付すものとする。

(1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。

(2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後3年間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(3) 自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後3年間保管し、支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

(4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。

(5) 回送運行に関する業務について、局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

(6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに

限り、かつ、当該許可を受けたものに不当な義務を課すること
とならないものとする。

5 許可の番号及び有効期間の終期日は、次表の区分による。

許可番号一覧

支局等	許可番号	終期日
青森	1～100 1601～1700 3701～4300	11月30日
八戸	101～200 1701～1800 4301～4500	11月30日
岩手	201～400 1801～1900 4501～5000	12月31日
宮城	401～600 1901～2000 2501～3700	1月31日
福島	601～800 2001～2100 5001～5700	2月末日
いわき	801～1000 2101～2200 5701～5800	2月末日
秋田	1001～1200 2201～2300 5801～6300	2月15日
山形	1201～1400 2301～2400 6301～6800	7月15日
庄内	1401～1600 2401～2500 6801～6900	7月15日

限り、かつ、当該許可を受けたものに不当な義務を課すること
とならないものとする。

5 許可の番号及び有効期間の終期日は、次表の区分による。

許可番号一覧

支局等	許可番号	終期日
青森	1～100 1601～1700 3701～4300	11月30日
八戸	101～200 1701～1800 4301～4500	11月30日
岩手	201～400 1801～1900 4501～5000	12月31日
宮城	401～600 1901～2000 2501～3700	1月31日
福島	601～800 2001～2100 5001～5700	2月末日
いわき	801～1000 2101～2200 5701～5800	2月末日
秋田	1001～1200 2201～2300 5801～6300	2月15日
山形	1201～1400 2301～2400 6301～6800	7月15日
庄内	1401～1600 2401～2500 6801～6900	7月15日

(許可しない場合) 第7条 前条第1項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。 (許可書の交付等) 第8条 第6条の規定により許可をしたときは、許可書(第16号様式)を申請者に交付し、支局等では回送運行許可台帳(第17号様式)(以下「許可台帳」という。)を作成する。また、主たる営業所の所在地を管轄する支局長等は、従たる営業所を管轄する支局長等へ写しを送付する。 2 許可書を交付するときは、許可を受けた者に対し、回送運行が適正に行われるよう指導する。 3 許可書に第6条第4項各号に掲げる条件を記載することとする。 (回送の目的の追加) 第9条 許可を受けた者について、許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、営業所を管轄する支局長等にその旨を記載した申請書(以下「目的の追加申請書」という。)(第18号様式)を提出させるものとする(製作、販売及び陸送を業とする者に係る回送の目的に特定整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合又は特定整備を業とする者に係る回送の目的に製作、販売及び陸送を業とする者に係る回送の目的を追加する場合に限る。))。 上記申請があった場合は、第6条第1項各号に適合しているか審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする回送の目的を許可証に記載するものとする。 2 目的の追加申請書には、目的の追加を行う業に係る第4条第4号及び第5号に掲げる書面及び営業所ごとの番号標一覧表(第23号様式)を添付しなければならない。 第三章 回送運行許可業者の管理体制 (社内取扱内規の作成) 第10条 許可を受けた者は、回送運行の適正な実施の確保を図るため、第4条第2号ロの各項目を規定した社内取扱内規を作成しなければならない。また、状況の変化等により業務の実態に適合しなくなったときは、すみやかに改正しなければならない。	(許可しない場合) 第7条 前条第1項において許可申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可しない。 (許可書の交付等) 第8条 第6条の規定により許可をしたときは、許可書(第16号様式)を申請者に交付し、支局等では回送運行許可台帳(第17号様式)(以下「許可台帳」という。)を作成する。また、主たる営業所の所在地を管轄する支局長等は、従たる営業所を管轄する支局長等へ写しを送付する。 2 許可書を交付するときは、許可を受けた者に対し、回送運行が適正に行われるよう指導する。 3 許可書に第6条第4項各号に掲げる条件を記載することとする。 (回送の目的の追加) 第9条 許可を受けた者について、許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、営業所を管轄する支局長等にその旨を記載した申請書(以下「目的の追加申請書」という。)(第18号様式)を提出させるものとする(製作、販売及び陸送を業とする者に係る回送の目的に分解整備を業とする者に係る回送の目的を追加する場合又は分解整備を業とする者に係る回送の目的に製作、販売及び陸送を業とする者に係る回送の目的を追加する場合に限る。))。 上記申請があった場合は、第6条第1項各号に適合しているか審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする回送の目的を許可証に記載するものとする。 2 目的の追加申請書には、目的の追加を行う業に係る第4条第4号及び第5号に掲げる書面及び営業所ごとの番号標一覧表(第23号様式)を添付しなければならない。 第三章 回送運行許可業者の管理体制 (社内取扱内規の作成) 第10条 許可を受けた者は、回送運行の適正な実施の確保を図るため、第4条第2号「ロ」の各項目を規定した社内取扱内規を作成しなければならない。また、状況の変化等により業務の実態に適合しなくなったときは、すみやかに改正しなければならない。
--	---

(管理責任者等の選任)

第11条 許可を受けた者は、許可証等の管理を行うほか、回送運行を行う自動車が保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために管理責任者を選任しなければならない。

2 許可を受けた者は、主たる営業所以外の営業所に許可証等を配置したときは許可証等の管理、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認体制の構築等を行わせるために営業所ごとに取扱責任者を選任しなければならない。

3 許可を受けた者は、管理責任者及び取扱責任者が不在等の場合にその職務を代行させるため代務者を選任することができる。

4 許可を受けた者は、管理責任者等を選任し、又は変更したときは、管理責任者等名簿（第19号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

(確認者等の選任)

第12条 許可を受けた者は、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認について、運転者に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために営業所ごとに確認者を選任することができる。

2 確認者を選任した場合は、確認者が不在等の場合において処理しなければならない業務を処理させるために代務者を選任することができる。

3 確認者及び確認者の代務者を選任し、又は変更したときは、確認者名簿（第19号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

(運転者台帳)

第13条 許可を受けた陸送を業とする者は、営業所ごとに回送業務従事運転者台帳（第20号様式）（以下「運転者台帳」という。）を備え付け、これに所定の事項を記録しなければならない。

(研修)

第14条 許可を受けた者は、法令等を遵守して回送運行を行うため、運転者等に対して少なくとも年1回以上法令等の研修、その他必要な事項を実施しなければならない。

2 前項の研修、その他必要な事項を実施したときは、研修等実施

(管理責任者等の選任)

第11条 許可を受けた者は、許可証等の管理を行うほか、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認体制の構築並びに運転者等に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために管理責任者を選任しなければならない。

2 許可を受けた者は、主たる営業所以外の営業所に許可証等を配置したときは許可証等の管理、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認体制の構築等を行わせるために営業所ごとに取扱責任者を選任しなければならない。

3 許可を受けた者は、管理責任者及び取扱責任者が不在等の場合にその職務を代行させるため代務者を選任することができる。

4 許可を受けた者は、管理責任者等を選任し、又は変更したときは、管理責任者等名簿（第19号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

(確認者等の選任)

第12条 許可を受けた者は、回送運行を行う自動車保安基準に適合していることの確認について、運転者に対する教育、指導及び監督に関する事項を処理させるために営業所ごとに特に確認者を選任することができる。

2 確認者を選任した場合は、確認者が不在等の場合において処理しなければならない業務を処理させるために代務者を選任することができる。

3 確認者及び確認者の代務者を選任し、又は変更したときは、確認者名簿（第19号様式）に所定の事項を記録しなければならない。

(運転者台帳)

第13条 許可を受けた陸送を業とする者は、営業所ごとに回送業務従事運転者台帳（第20号様式）（以下「運転者台帳」という。）を備え付け、これに所定の事項を記録しなければならない。

(研修)

第14条 許可を受けた者は、法令等を遵守して回送運行を行うため、運転者等に対して少なくとも年1回以上法令等の研修、その他必要な事項を実施しなければならない。

2 前項の研修、その他必要な事項を実施したときは、研修等実施

記録簿（第 2 1 号様式）を設け、これに実施日、研修内容、研修を受けた者を記録しなければならない。

第四章 許可証の交付及び番号標の貸与

（許可証の交付等の申請）

第15条 許可を受けた者が、許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）を受けようとするときは、営業所を管轄する支局長等に対し、許可証の交付等申請書（第 2 2 号様式）（以下「交付等申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の交付等申請書には、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）及び実績等計画書（第 2 4 号様式）（第3条の許可申請に伴う場合で許可証の交付枚数が 1 枚（組）である場合は不要）、**特定**整備を業とする者については、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）及び各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第 9 号様式）又は運行実績を証する書面（第 1 4 号様式）を添付しなければならない。

3 前項に加え、陸送を業とする者で、既に許可証の交付等を受けている営業所において許可証及び番号標の増枚により10枚（組）を超える場合又は第**36**条第1項第6号の営業所の新設に伴い、許可証の交付等を受ける場合は回送業務に従事する運転者の氏名等を記載した書面（第11号様式）を添付しなければならない。

4 合成樹脂製の番号標の交付を受けようとする者は、営業所を管轄する支局長等に対し、許可証の交付等申請書（第 2 2 号様式の 3）を提出しなければならない。また、既に貸与されている金属製の番号標を合成樹脂製の番号標に交換しようとする者（既に貸与されている番号標が合成樹脂製の番号標の場合にあっては、金属製の番号標に交換しようとする者）は、営業所を管轄する支局長等に対し、番号標貸与申請書（第 2 2 号様式の 4）を提出しなければならない。この際、返納する番号標及び許可証、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）を添付しなければならない。

（保険証の提示）

第16条 前条第1項の申請をするときは、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

記録簿（第 2 1 号様式）を設け、これに実施日、研修内容、研修を受けた者を記録しなければならない。

第四章 許可証の交付及び番号標の貸与

（許可証の交付等の申請）

第15条 許可を受けた者が、許可証の交付及び番号標の貸与（以下「許可証の交付等」という。）を受けようとするときは、営業所を管轄する支局長等に対し、許可証の交付等申請書（第 2 2 号様式）（以下「交付等申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の交付等申請書には、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）及び実績等計画書（第 2 4 号様式）（第3条の許可申請に伴う場合で許可証の交付枚数が 1 枚（組）である場合は不要）、**分解**整備を業とする者については、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）及び各県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第 9 号様式）又は運行実績を証する書面（第 1 4 号様式）を添付しなければならない。

3 前項に加え、陸送を業とする者で、既に許可証の交付等を受けている営業所において許可証及び番号標の増枚により10枚（組）を超える場合又は第**29**条第1項第6号の営業所の新設に伴い、許可証の交付等を受ける場合は回送業務に従事する運転者の氏名等を記載した書面（第11号様式）を添付しなければならない。

4 合成樹脂製の番号標の交付を受けようとする者は、営業所を管轄する支局長等に対し、許可証の交付等申請書（第 2 2 号様式の 3）を提出しなければならない。また、既に貸与されている金属製の番号標を合成樹脂製の番号標に交換しようとする者（既に貸与されている番号標が合成樹脂製の番号標の場合にあっては、金属製の番号標に交換しようとする者）は、営業所を管轄する支局長等に対し、番号標貸与申請書（第 2 2 号様式の 4）を提出しなければならない。この際、返納する番号標及び許可証、営業所ごとの番号標一覧表（第 2 3 号様式）を添付しなければならない。

（保険証の提示）

第16条 前条第1項の申請をするときは、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証」という。）を提示しなければならない。

2 前項の保険証の保険期間は、許可の有効期間に相当する期間を充足するものでなければならない。

3 保険証の提示は、保険契約が締結してある旨の保険会社の証明書を添付して提出することにより、これに代えることができる。
(許可証の交付等)

第17条 交付等申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、これに適合しているものについて許可証の交付等を行う。

- (1) 回送の目的が許可の範囲内であること。
- (2) **特定**整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 許可証の交付等の枚（組）数が次項の基準に適合していること。
- (4) 前条の保険証等の書面の提示又は提出がなされていること。
- (5) 手数料が納付されていること。
- (6) その他必要と認められること。

2 許可証の交付等の枚（組）数は、別表第2による。ただし、事情やむを得ないと認められるときは、実情に応じて判断することとする。

(許可証の記載事項)

第18条 許可証には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 許可の有効期間
- (2) 回送の目的
- (3) 当該許可証に係る番号標の番号
- (4) 交付を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (5) 営業所の名称及び所在地
- (6) 交付番号及び交付年月日
- (7) 検査対象軽自動車及び小型二輪車については、備考欄に「軽自動車又は二輪車に限る」と記載する。
- (8) 合成樹脂製の番号標の貸与に係るものにあつては、備考欄に

2 前項の保険証の保険期間は、許可の有効期間に相当する期間を充足するものでなければならない。

3 保険証の提示は、保険契約が締結してある旨の保険会社の証明書を添付して提出することにより、これに代えることができる。
(許可証の交付等)

第17条 交付等申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、これに適合しているものについて許可証の交付等を行う。

- (1) 回送の目的が許可の範囲内であること。
- (2) **分解**整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に自動車整備事業に関して「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 許可証の交付等の枚（組）数が次項の基準に適合していること。
- (4) 前条の保険証等の書面の提示又は提出がなされていること。
- (5) 手数料が納付されていること。
- (6) その他必要と認められること。

2 許可証の交付等の枚（組）数は、別表第2による。ただし、事情やむを得ないと認められるときは、実情に応じて判断することとする。

(許可証の記載事項)

第18条 許可証には、次に掲げる事項を記載する。平成28年3月31日までに許可を受けた者については、なお、従前の例による。

- (1) 許可の有効期間
- (2) 回送の目的
- (3) 当該許可証に係る番号標の番号
- (4) 交付を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (5) 営業所の名称及び所在地
- (6) 交付番号及び交付年月日
- (7) 検査対象軽自動車及び小型二輪車については、備考欄に「軽自動車又は二輪車に限る」と記載する。
- (8) 合成樹脂製の番号標の貸与に係るものにあつては、備考欄に

「合成樹脂製」と記載する。

(許可証の交付等をしない場合)

第19条 交付等申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可証の交付等をしない。

(許可証に記載する許可の有効期間)

第20条 許可証に記載する許可の有効期間の終期日は、第6条第3項の許可の有効期間の末日とする。

(許可証等の返納)

第21条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その日から5日以内に交付を受けている許可証等を支局長等に返納しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。ただし、引き続き許可証の交付等の申請を行う場合にあつては、番号標は返納されたものとみなす。

(2) 法第36条の2第8項に基づき許可証等の全部若しくは一部の返納を命じられたとき又は許可を取り消されたとき。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、第36条の届出書に添えてすみやかに許可証等を返納するものとする。

(1) 業又は営業所を廃止したとき。

(2) 特定整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取り消しを受けたとき。

(3) その他返納事由が生じたとき。

(許可証等の保管)

第22条 許可証の交付等を受けた者は、無断使用、毀損、遺失及び盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

2 許可を受けた者は、番号標台帳(第25号様式)を設け、貸与を受けた番号標に係る所定の事項を記録しなければならない。

(保安基準の確認)

第23条 許可を受けた者は、回送自動車保安基準に適合していなければ運行の用に供してはならない。

2 前項の保安基準の適合の確認は、使用者(運転者) 又は第12条

「合成樹脂製」と記載する。

(許可証の交付等をしない場合)

第19条 交付等申請書を審査した結果、同項の各号に適合していない場合は許可証の交付等をしない。

(許可証に記載する許可の有効期間)

第20条 許可証に記載する許可の有効期間の終期日は、第6条第3項の許可の有効期間の末日とする。平成28年3月31日以前に許可を受けた者の許可証の有効期間の終期日は、なお、従前の例による。

(許可証等の返納)

第21条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当することとなったときは、その日から5日以内に交付を受けている許可証等を支局長等に返納しなければならない。平成28年3月31日以前に許可を受けた者は、なお、従前の例による。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。ただし、引き続き許可証の交付等の申請を行う場合にあつては、番号標は返納されたものとみなす。

(2) 法第36条の2第8項に基づき許可証等の全部若しくは一部の返納を命じられたとき又は許可を取り消されたとき。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、第29条の届出書に添えてすみやかに許可証等を返納するものとする。

(1) 業又は営業所を廃止したとき。

(2) 分解整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取り消しを受けたとき。

(3) その他返納事由が生じたとき。

(許可証等の保管)

第22条 許可証の交付等を受けた者は、無断使用、毀損、遺失及び盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

2 許可を受けた者は、番号標台帳(第25号様式)を設け、貸与を受けた番号標に係る所定の事項を記録しなければならない。

(保安基準の確認)

第23条 許可を受けた者は、回送自動車保安基準に適合していなければ運行の用に供してはならない。

2 前項の保安基準の適合の確認は、使用者(運転者)が行わなけ

の確認者が行わなければならない。

(許可証等の使用)

第24条 管理責任者等は、回送自動車を運行しようとする者に許可証等を使用させるときは、次に掲げる各事項に該当することを確認しなければならない。

- (1) 前条第2項の確認が行われていること。
- (2) 使用者が当該許可証の交付を受けている営業所の者であること。なおかつ、陸送を業とする者にあつては、第13条の運転者台帳に記載されている者であること。
- (3) 回送の目的が許可証に記載されているものであること。
- (4) 使用の期間が適正であること。

(許可証等管理簿)

第25条 管理責任者等は、許可証等管理簿（第26号様式）（以下「管理簿」という。）を設け、許可証等を使用させるとき及び返納があつたときは、これに記録しなければならない。また、第31条の届出に基づく回送運行を行った際には、その旨記録しなければならない。

- 2 前項の管理簿は、管理責任者等の管理のもとで、パソコン等を使用して作成したファイルを含むものとする。

(運転者等の遵守事項)

第26条 回送自動車を運行しようとする者は、次に掲げる事項を遵守して許可証等を使用しなければならない。

- (1) 番号標は、自動車の前面及び後面（2輪車、3輪車、被けん引車及び前面の番号標を省略できる大型特殊自動車にあつては後面。なお、第31条の規定に基づく後面表示省略を行う車両の場合は第33条によるものとする。）であつて、当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置、方法により表示をしていること。
- (2) 許可証は、回送自動車の前面の見やすい位置に表示すること。ただし、前面ガラスの無いものにあつては、適宜の方法により前面に表示すること。
- (3) 保険証を備え付けること。
- (4) 回送自動車から離れるときは、許可証等の盗難、紛失がないよう留意すること。

ればならない。

(許可証等の使用)

第24条 管理責任者等は、回送自動車を運行しようとする者に許可証等を使用させるときは、次に掲げる各事項に該当することを確認しなければならない。

- (1) 前条第2項の確認が行われていること。
- (2) 使用者が当該許可証の交付を受けている営業所の者であること。なおかつ、陸送を業とする者にあつては、第13条の運転者台帳に記載されている者であること。
- (3) 回送の目的が許可証に記載されているものであること。
- (4) 使用の期間が適正であること。

(許可証等管理簿)

第25条 管理責任者等は、許可証等管理簿（第26号様式）（以下「管理簿」という。）を設け、許可証等を使用させるとき及び返納があつたときは、これに記録しなければならない。

- 2 前項の管理簿は、管理責任者等の管理のもとで、パソコン等を使用して作成したファイルを含むものとする。

(運転者等の遵守事項)

第26条 回送自動車を運行しようとする者は、次に掲げる事項を遵守して許可証等を使用しなければならない。

- (1) 番号標は、自動車の前面及び後面（2輪車、3輪車及び前面の番号標を省略できる大型特殊自動車にあつては後面。）の見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じない方法により表示していること。
- (2) 許可証は、回送自動車の前面の見やすい位置に表示すること。ただし、前面ガラスの無いものにあつては、適宜の方法により前面に表示すること。
- (3) 保険証を備え付けること。
- (4) 回送自動車から離れるときは、許可証等の盗難、紛失がないよう留意すること。

(5) 回送自動車の運行を終了したときは、すみやかに許可証等を管理責任者等に返納すること。

(紛失等の届出)

第27条 許可証等を紛失、盗難（以下、「紛失等」という。）若しくは毀損した者は、管理責任者等に報告するとともに、紛失等の場合は、警察署長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の事由があったときは、許可証等の紛失等届（第27号様式）を、すみやかに支局長等に提出しなければならない。

3 支局長等は、前項の届出を受理後、当該番号標について無効とした旨を公示するものとし、公示期間は一ヶ月間とする。

4 第2項の届出をする際に、届出にかかる許可証等が存するときは返納しなければならない。

5 許可を受けた者は、番号標を紛失等又は毀損したときは、現物をもって弁償しなければならない。

6 許可を受けた者は、紛失等した許可証等を発見したときは、すみやかに支局長等に返納しなければならない。

(許可証の再交付等)

第28条 許可を受けた者は、許可証にかかる前条第2項の届出をしたときは、再交付願い（第28号様式）を提出することができる。

2 許可を受けた者は、番号標にかかる前条第2項の届出をしたときは、届出にかかる許可証を添付のうえ（紛失等の場合を除く）番号標の貸与申請書（第22号様式の2）を提出することができる。

ただし、経年劣化等許可を受けた者に非がない毀損の場合にあつては、番号標の再交付願い（第28号様式の2）を提出することができる。

3 第16条から第20条の規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。この場合、許可証に「再交付」の旨を付記する。

第五章 回送運行許可番号標の後面表示省略

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第29条 回送運行許可番号標の後面表示省略を認める要件は以下のとおりとする。

(5) 回送自動車の運行を終了したときは、すみやかに許可証等を管理責任者等に返納すること。

(紛失等の届出)

第27条 許可証等を紛失、盗難（以下、「紛失等」という。）若しくは毀損した者は、管理責任者等に報告するとともに、紛失等の場合は、警察署長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の事由があったときは、許可証等の紛失等届（第27号様式）を、すみやかに支局長等に提出しなければならない。

3 支局長等は、前項の届出を受理後、当該番号標について無効とした旨を公示するものとし、公示期間は一ヶ月間とする。

4 第2項の届出をする際に、届出にかかる許可証等が存するときは返納しなければならない。

5 許可を受けた者は、番号標を紛失等又は毀損したときは、現物をもって弁償しなければならない。

6 許可を受けた者は、紛失等した許可証等を発見したときは、すみやかに支局長等に返納しなければならない。

(許可証の再交付等)

第28条 許可を受けた者は、許可証にかかる前条第2項の届出をしたときは、再交付願い（第28号様式）を提出することができる。

2 許可を受けた者は、番号標にかかる前条第2項の届出をしたときは、届出にかかる許可証を添付のうえ（紛失等の場合を除く）番号標の貸与申請書（第22号様式の2）を提出することができる。

ただし、経年劣化等許可を受けた者に非がない毀損の場合にあつては、番号標の再交付願い（第28号様式の2）を提出することができる。

3 第16条から第20条の規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。この場合、許可証に「再交付」の旨を付記する。

(新設)

(1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。

(2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第30条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

(1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所

(2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所

(3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所

(4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所

(5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所

(6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。

(7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所

(8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所

(9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第31条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別(第29条(2)に規定する施設の種類。以下同じ。)及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書(第33号様式)を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第35条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第32条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第33条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第4条の登録を受けた自動車）が随走し、足車の後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする

・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）

(2) 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

(回送運行を行う者を特定するための表示)

第34条 前条（2）の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

(回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出)

第35条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書（第34号様式）を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出すること。

第六章 届出その他 (届出)

第36条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出書（第29号様式）を、主たる営業所を管轄する支局長

第五章 届出その他 (届出)

第29条 許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく届出書（第29号様式）を、主たる営業所を管轄する支局長

等に提出しなければならない。なお、主たる営業所の所在地を東北運輸局管内の他の支局等の管轄に変更したものについては、従前の主たる営業所を管轄する支局長等に提出するものとする。この場合、届出書を受理した支局長等は、届出書及び回送運行許可台帳（第17号様式）の写しを変更後の主たる営業所を管轄する支局長等に送付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 営業所の名称、所在地又はその電話番号を変更したとき
- (3) 管理責任者等を変更したとき
- (4) 社内取扱内規を変更したとき
- (5) 業を廃止したとき
- (6) 営業所を新設又は廃止したとき
- (7) 法人を合併したとき
- (8) **特定**整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取消しを受けたとき
- (9) 上記(5)、(6)及び(8)以外のその他の事由により許可証等の返納が生じたとき

2 前項の届出のうち、次の届出にあつてはその事実を証する書面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書（個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））。
- (2) 前項第4号にあつては、変更後の社内取扱内規。
- (3) 前項第7号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書。（帳簿等の保存期間）

第**37**条 許可を受けた者は、この要領により設けた帳簿等は、当該許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後、**6ヶ月**間保存しなければならない。

2 引き続き許可を受けた者にあつては、番号標台帳及び最新の社内取扱内規は、事業を廃止するまで継続して使用しなければならない。

等に提出しなければならない。なお、主たる営業所の所在地を東北運輸局管内の他の支局等の管轄に変更したものについては、従前の主たる営業所を管轄する支局長等に提出するものとする。この場合、届出書を受理した支局長等は、届出書及び回送運行許可台帳（第17号様式）の写しを変更後の主たる営業所を管轄する支局長等に送付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 営業所の名称、所在地又はその電話番号を変更したとき
- (3) 管理責任者等を変更したとき
- (4) 社内取扱内規を変更したとき
- (5) 業を廃止したとき
- (6) 営業所を新設又は廃止したとき
- (7) 法人を合併したとき
- (8) **分解**整備を業とする者にあつては、法第93条の認証の取消しを受けたとき
- (9) 上記(5)、(6)及び(8)以外のその他の事由により許可証等の返納が生じたとき

2 前項の届出のうち、次の届出にあつてはその事実を証する書面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書（個人にあつては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））。
- (2) 前項第4号にあつては、変更後の社内取扱内規。
- (3) 前項第7号にあつては、商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書。（帳簿等の保存期間）

第**30**条 許可を受けた者は、この要領により設けた帳簿等は、当該許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後、**3年**間保存しなければならない。

2 引き続き許可を受けた者にあつては、番号標台帳及び最新の社内取扱内規は、事業を廃止するまで継続して使用しなければならない。

(台帳等)

第38条 支局長等は、番号標保有台帳（第30号様式）、許可台帳（第17号様式）及び許可証交付簿（第31号様式）を設け、所定の事項を記録する。

(指導、監督)

第39条 支局長等は、必要があると認めるときは、許可を受けたものに対して監査要領に基づく監査を実施し、必要に応じて許可を受けた者を指導する。

2 支局長等は第1項による監査を実施した場合は、監査要領に基づく報告のほか、必要があると認めた事項について、遅滞なくその概要を局長に報告しなければならない。

(行政処分等)

第40条 法第36条の2第8項及び第9項による処分については、「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準（令和 年 月 日付け公示第 号）」に定めるところによる。

(報告)

第41条 許可を受けた事業者は、回送運行に関する業務について、回送運行許可実績等報告書（第24号様式の2）により営業所の事業の種類ごとに営業所を管轄する運輸支局長等に前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。

2 支局長等は、毎年3月末における番号標の貸与及び保有の状況を翌月15日までに書面（第32号様式）により局長に報告する。

附 則

1. 本公示は、令和 年 月 日から適用する。
2. 本公示適用以前に、「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領（昭和56年8月28日付け仙陸達第3号）」により許可を受けていた者は本公示により許可を受けたものと見なす。

(台帳等)

第31条 支局長等は、番号標保有台帳（第30号様式）、許可台帳（第17号様式）及び許可証交付簿（第31号様式）を設け、所定の事項を記録する。

(指導、監督)

第32条 支局長等は、必要があると認めるときは、許可を受けたものに対して監査要領に基づく監査を実施し、必要に応じて許可を受けた者を指導する。

2 支局長等は第1項による監査を実施した場合は、監査要領に基づく報告のほか、必要があると認めた事項について、遅滞なくその概要を局長に報告しなければならない。

(行政処分等)

第33条 法第36条の2第8項及び第9項による処分については、「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準の制定について」（平成24年12月26日、国自情第179号）」に定めるところによる。

(報告)

第34条 許可を受けた事業者は、回送運行に関する業務について、回送運行許可実績等報告書（第24号様式の2）により営業所の事業の種類ごとに営業所を管轄する運輸支局長等に前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。平成28年3月31日までに許可を受けた者については、なお、従前の例による。

2 支局長等は、毎年3月末における番号標の貸与及び保有の状況を翌月15日までに書面（第32号様式）により局長に報告する。

附 則

1. この達は昭和56年10月1日から施行する。
2. この達（以下「新取扱要領」という。）の施行にともない昭和54年6月6日仙陸達第1号による「自動車の回送運行の許可事務の取扱要領」（以下「旧取扱要領」は、これを廃止する。
3. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者に係る事務取扱については、その有効期間が満了する日（ただし、新取扱要領に基づく許可を受けた場合はその日）までは、新取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この達は昭和57年9月16日から施行する。
2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。
3. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は昭和58年2月1日から施行する。
2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

附 則

1. この達は昭和59年7月16日から施行する。
2. 取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。
3. この達の施行の際、第6条の表について昭和59年11月30日までは、なお従前のとおりとする。

附 則

1. この達は昭和60年4月1日から施行する。
2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

附 則

1. この達は平成7年1月26日から施行する。
2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。
3. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用し

て差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は平成14年9月24日から施行する。

2. 取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

3. 新取扱要領の施行の際、現に新潟運輸局長の許可を受けている者に係る事務の取扱については、その有効期間が満了する日（ただし、新取扱要領に基づく許可を受けた場合はその日）までは、新取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この達は、平成17年5月25日から施行する。

2. この達の実施にあたって、許可期限の違う複数の営業所が許可を受けている者については、主たる営業所の許可期限及び番号により許可を受けたものとみなす。

3. 様式については、平成17年12月31日までは、改正前の様式を適宜修正して使用できるものについては、使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は、平成22年2月22日から施行する。

2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

3. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は、平成25年2月1日から施行する。

2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

3. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。

4. 「自動車の回送運行の許可に関する行政処分基準等について」(昭和58年1月10日、仙陸達第2号)は廃止する。

附 則

1. この達は、平成27年3月30日から施行する。

2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

3. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は、平成28年4月1日から施行する。

2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。

3. 新取扱要領の施行の際、現に許可を受けている者に係る事務の取扱については、その有効期間が満了する日(ただし、新取扱要領に基づく許可を受けた場合はその日)までは、新取扱要領の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は、平成28年6月1日から施行する。

2. 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとする者については、第4条(5)(ハ)の規定並びに別表1の許可基準及び別表2の貸与基準のうち、車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る基準は適用しない。

また、許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第9条の規定による回送の目的(分解整備を業とする者が行

- う回送の目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。
3. 前項の規定により受ける許可又は追加される目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。
4. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。

附 則

1. この達は、平成29年11月1日（以下「実施日」という。）から実施する。
2. 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から実施日までの間に許可を受けた者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可を受けようとする場合については、第3条第2項の規定を適用せず、第4条（1）、（2）及び（3）並びに（4）ニ又は（5）ハの書面を省略することができる。
3. 製作、陸送及び販売を業とする者であって、平成28年6月1日から実施日までの間に第9条の規定による回送の目的（分解整備を業とする者に係る回送の目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き第9条の規定による回送の目的（分解整備を業とする者に係る回送の目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第9条第2項の目的の追加を行う業に係る第4条第4号及び第5号に掲げる書面を省略することができる。
4. 附則第2項の規定により第4条（4）ニ又は（5）ハの書面を省略して許可を受けた者が、第15条第1項の規定による許可証の交付等を受けようとする場合については、同条第2項の第9号様式又は第14号様式の添付を省略することができる。

附 則

1. この達は、令和2年2月1日から施行する。
2. 新取扱要領の施行の際、現に旧取扱要領の規定による許可を受けている者については、新取扱要領によって許可を受けたものとみなす。
3. 新取扱要領の施行の際、平成28年3月31日までに許可を受けている者に係る事務の取扱については、その有効期間が満了す

	<u>る日（ただし、新取扱要領に基づく許可を受けた場合はその日）までは、新取扱要領の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</u> <u>4. 様式については、当分の間、旧様式を適宜修正のうえ、使用して差しつかえないものとする。</u>
--	---